

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2000-27090(P2000-27090A)

【公開日】平成12年1月25日(2000.1.25)

【出願番号】特願平10-193905

【国際特許分類第7版】

D 2 1 F 7/08

D 0 3 D 1/00

D 0 3 D 11/00

D 2 1 F 7/10

【F I】

D 2 1 F 7/08 Z

D 0 3 D 1/00 D

D 0 3 D 11/00 Z

D 2 1 F 7/10

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

耳部に1つのループを構成する対の緯糸と、該緯糸が打込まれる経糸とで製織され、前記ループ内の耳糸を引き抜くことにより非無端状とすることの出来る袋状の緯二重織の基布を、前記ループを構成する緯糸と、基布端部の耳糸を除く3本の経糸とによって平織を含まない組織としてなることを特徴とするシーム付きオープンエンドフェルト。

【請求項2】

バットを、基布の両面又は片面にニードリングにより一体に絡合してなる請求項1記載のシーム付きオープンエンドフェルト。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

【課題を解決するための手段】

請求項1記載のオープンエンドフェルトは、耳部に1つのループを構成する対の緯糸と、該緯糸が打込まれる経糸とで製織され、前記ループ内の耳糸を引き抜くことにより非無端状とすることの出来る袋状の緯二重織の基布を、前記ループを構成する緯糸と、基布端部の耳糸を除く3本の経糸とによって平織を含まない組織とした。

請求項2記載のオープンエンドフェルトは、請求項1記載のシーム付オープンエンドフェルトにおいてバットを、基布の両面又は片面にニードリングにより一体に絡合してなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

【発明の実施の形態】

本発明の実施の態様を以下説明する。

図5に緯二重織の組織図を示す。図5の組織図は、図1の組織図の経糸P3, P4, P5, P6を除いた組織である。表表の組織図である図6Aにおいて、地の部分である経糸P9, P11, P13, P15と打ち込み糸#3, #7, #11, #15によって織られた部分には従来の様な平織が存在するが、経糸P1, P7, P9と打ち込み糸#3, #7, #11, #15とによって織られた部分には平織は存在しない。耳部経糸3本分(P1, P7, P9)について説明すると経糸が緯糸の上にある箇所の数は3箇所で、従来方法の図2Aと比べ同じ数であるが、その部分に平織は存在しない。3箇所で経糸が打ち込み糸の上にくる、即ち緯糸は織り込まれるが、その部分で平織となっておらず、それ故、本発明フェルトの組織図を示す図6, 7は改善前の組織図を示す図2の平組織による緯糸への応力と比べ格段に緩和され、製織後のループの向きをほぼ均一にすることができた。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

【発明の効果】

本発明のオープンエンドフェルトは、耳部に1つのループを構成する対の緯糸と、該緯糸が打込まれる経糸とで製織され、前記ループ内の耳糸を引き抜くことにより非無端状とすることの出来る袋状の緯二重織の基布を前記ループを構成する緯糸と基布端部の耳糸を除く3本の経糸とによって平織を含まない組織とすることによって、シーム部の緯糸によるループが経糸に対し垂直となる仮想平面上に位置するようになり、各緯糸のループが平行した状態で並びかつ、ループ形状も円に近い状態で安定させることが出来るためにマシンへ掛け入れ後、両端ループを交互に噛み合わせ易く、噛み合わせられたループが均一に連続しているので、ピンシームの挿通を行う際に極めて容易に短時間に作業が行うことが出来た。